



2021・4・1

第 405 号

101-0065 東京都千代田区  
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303

TEL 03-3221-5075

FAX 03-3221-5076

## 戦争法施行 5 年、日米同盟強化を加速

### ブックレット大量普及で対抗を

戦争法施行 5 年で菅首相の訪米を控え、加藤官房長官は 3 月 29 日の記者会見で、集団的自衛権行使容認の安保法制 5 年で、「日米同盟はかつてないほど強固なものとなり、抑止力・対処能力もはかられている」と自賛。岸田文雄前政調会長も 26 日、菅首相訪米にあわせ安全保障提言を発表、「敵のミサイル発射そのものを直接打撃し減衰させることができる能力を保有することが必要」との主張を展開しています。

海外の武力行使に向けた新たな転換点ともいえるこの時期、九条の会のブックレット『菅政権の成立と改憲問題の新局面—改憲発議阻止のために』が発行されました。コロナ禍で集会を開くなどが困難な折であり積極的普及活動が期待されます。

定価 1 部 500 円 (〒別) 10 部以上割引

### “戦争はいや”の思い草の根で

【愛知県尾張旭市／九条の会・尾張旭】

私たちは名古屋市に隣接する尾張旭市で活動しています。尾張旭市は、人口約 8 万

### 菅政権のもとで日米同盟強化を強調

(3 月 21 日 自民党大会方針から)

憲法改正推進本部では、平成 30 年 3 月、国民に問うにふさわしいと判断されたテーマとして、①安全保障に関わる「自衛隊」、②統治機構の在り方に関する「緊急事態」、③ 1 票の格差と地域の民意反映が問われる「合区解消・地方公共団体」、④国家百年の計たる『教育充実』—の 4 項目を優先的な検討項目として「条文イメージ (たたき台案)」を決定した。

憲法改正には、国民の幅広い支持が必要である。そのためわが党は、この 4 つのテーマを含め各党派各会派から具体的な意見・提案があれば真剣に検討するなど、衆参の憲法審査会の場で建設的かつ活発な議論を行い、憲法改正案の国会発議をめざす。

衆議院憲法審査会で審議されている国民投票法改正案については、昨年末の「次期国会で結論を得る」との与野党間の合意を踏まえ、国民の理解を得つつ、全力で成立に努める。

4000人。東西南北約4～5kmの小さな市です。活動を始めて、15年目を迎えています。

たとえ小さくても、粘り強い取り組みを続けるようにしてきました。主な取り組みは、2か月に1度のニュース発行(B5判16ページ～20ページ)・映画会や憲法カフェの開催・毎月3日・9日の宣伝行動・8月の『戦争体験を聞く会』・12月の『平和祭り』などです。

ニュースを読んでいたっている会員の方は、現在1,039名です。最近、高齢の方で転居・施設入居・死去の方が増えてきました。会員1,000名を絶対切らないようにと、友人・知人への声掛けも行っています。

映画会と憲法カフェは、だいたい月に一度交互に開催してきました。映画会では、『タクシー運転手』『焼肉ドラゴン』『ながらえ』『あん』など、戦争・平和に直接関係ない作品等も上映しました。参加者は10数名。多い時は20数名を超えます。4月15日は、韓国映画の『権力に告ぐ』を上映します。

憲法カフェは、「憲法審査会の状況」「DVD『ヤジと民主主義』の視聴」「DVD『さよならプライバシー』の視聴」「コロナ禍で今、何が起きているのか」等のテーマで行いました。資料の用意は、できる人がやっています。資料の報告・DVD視聴後の意見交流を大事にしています。参加者は、少ない時は10名弱。多い時は20名弱です。

宣伝行動は、毎月3日・9日に行っています。場所は、唯一走っている名

鉄電車瀬戸線の駅頭(4駅)や道路の交差点です。駅頭では、チラシ入りのティッシュの配布を行うことが多かったのですが、昨年からはスタンディングのみにしています。交差点では、横断幕等を持つてのスタンディングです。通行者への挨拶・ドライバーに対しての軽い会釈を心掛けています。参加者は、10名前後。多い時は、10数名です。

今は、5月29日(土)に雨宮処凜さんを迎えて行う『15周年のつどい』の準備に力を入れて取り組んでいます。

“戦争はいやです” “平和がすきです”の想いを大事にして、これからも、私たちなりの活動を続けていきます。みなさん、一緒に頑張りましょうね。(城山 喜男)

### 戦争法廃止めざし粘り強く

#### 【大阪府泉南市／泉南市九条の会】

泉南市九条の会は戦争法が強行されて以来毎月19日に恒例でおこなっているスタンディングを3月19日、泉南市のスーパー前で行い17名が参加しました。

「9条改憲NO!」「なくそう核兵器」「核兵器禁止条約に日本も参加を」のプラカードをかかげ、通行する車や買い物客にサイレントスタンディングアピールしました。

### 月例会の懇談重ねて

#### 【東京都／九条の会東京連絡会】

九条の会東京連絡会は、今年に入って最初の懇談会を2月10日に開催し、参加者は22名でした。

はじめに、九条の会事務局の高田健さん

に「アベ・スガ改憲を葬り去るために」と題して、お話していただきました。「改憲手続法（国民投票法）」の問題点と与党の修正案の空虚な中身、それに加えて世論を意識した立憲民主党の対応など、厄介な局面を迎えていると指摘、安倍改憲を阻止したのは私たち市民がつくった世論の壁であって、そのことに確信をもって、これからも立憲野党を支えていかなければならない。目前に迫った4月の3つの衆議院補選では、必ず候補者の一本化を図り、菅内閣打倒、改憲阻止のたたかいを成し遂げなければならない、と力強く締めくくっていただきました（講演の内容は東京連絡会会報「生きいき憲法 72号」に掲載）。

講演の後、数人の参加者からの質問・発言を受けて、以下のように心境を語っていただきました。「2014年、2015年のたたかいは境に大きく変わった。いまでは『連合政権』『野党共闘』という言葉がごく普通に出てくるようになった。だから、私たちの野党に対する対応の仕方、批判の仕方、連携の仕方も当然違っている。前と同じことをやる段階ではない。このことが非常に大事で、野党に対して市民運動が意見をぶつけていくことが基本だし、国会外のたたかいは野党を動かしていく基本だが、それには節度があって、道理があって、状況に有利に、ということが前提にある必要がある。野党を批判し、働きかけていく運動をするにしても、そこを私たちは熟達していかなければ、と思っている」。

## 核兵器禁止条約への加盟めざし

【岡山県高梁市／高梁九条の会】

高梁9条の会と原水爆禁止高梁地区協議会は市内のスーパー・イズミの前で3月22日、核兵器禁止条約が成立・発効したことを歓迎・報告し、「日本政府は核兵器禁止条約に署名し批准を」と合同スタンディング行動を行いました。

合同宣伝には12人が参加。買い物客や通行する車に手を振って声の宣伝も行いました。マイクを持った参加者は、核兵器禁止条約が発効したことを歓迎し、「国際法として成立した条約は、核兵器の使用はもちろん、開発・実験、生産と保有を全面的に禁止しています。さらに、核兵器をもって威嚇することも禁止しています。条約の成立・発効は、広島・長崎の被爆者をはじめ核兵器のない世界を求めてきた世界と日本の圧倒的多数の人々の願いと運動の成果であり、全人類的で歴史的な到達ではないでしょうか。しかし残念ながら世界で唯一、戦争による核兵器の被爆国日本は、この条約に署名・批准していません。世界の人々に恥ずかしい限りです。日本政府が、世界の国々と手を携えて核兵器禁止条約を批准するよう強く求める声をひろげていこうではありませんか」と呼びかけました。また「軍事費では平和は築けません。菅政権が計画している5千億円もの巨額の税金を投入した敵基地攻撃できるイージス艦2隻の建造を中止させ“軍事費を削ってコロナ対策にまわせ”と要求しましょう」と訴えました。車の中から手を振る人、防止をとって振る人、窓を開けて「ご苦労さん」と応える人が多くあり、市民と響き合う宣伝行動になりました。

（高梁九条の会事務局・小阪洋志）

## <全国首長九条の会メッセージ> 福島原発事故 10 年に思う

元福島県三春町長 伊藤 寛

あれから 10 年です。緊急避難した原発所在地、それを受け入れた町村の職員の不眠不休の奮闘を振り返ると、今でも頭が下がります。彼らから異口同音に聞かされたのは、原発事故情報や放射性物質拡散情報が全く入らず、同県の初期被爆対策が壊滅状態だったことへの憤懣でした。

そこで国の原発マニュアル等を調べてみて驚きました。立派な内容であったにもかかわらず全く活かされていなかったのです。政府・国会・独立の 3 つの事故調査報告書や関連資料で調べてみてまたまた驚きました。公務員としての責任が問われるようなことは隠蔽されていて、何も分からないのです。疑問点は多岐に亘りますが 2 点に絞ってみます。

その 1。原発事故情報の収集・広報について。

マニュアルは、現地主義をとっています。実際にオフサイトセンターには、東京電力ブースが国の現地対策本部と同じフロアにあって、最高責任者である武藤副社長が、テレビ電話システムで、本社や現地対策本部（吉田所長）と、生々しい事故対策協議を行っていたのです。ところが、その情報が、何故か、国対策本部（官邸）には、全く届けられなかったのです。東電を規制する立場の国家公務員が、逆の立場になっていたからではないでしょうか。

その 2。緊急時モニタリング対策について。県は、オフサイトセンター隣接の県原子力センターに最先端の装置を備え、迅速

にモニタリング班を編成して、その結果を現地対策本部放射線班（班長は文科省派遣？）に報告していました。ところが、放射線班は、その測定内容に不信をもたらし、本部事務局（保安院）にそのまま報告・公表することを渋りました。急遽、県モニタリング班は解散し、国はそれに代わるモニタリング体制をとれませんでした。その結果、福島原発事故の実態は不明ということになってしまったのです。それから半年後、県はモニタリングポスト（固定式）の測定記録を回収しました。その結果、県のモニタリングは、極めてまばらな放射線拡散状況を反映したものだことが判明したらしいのです。おそらく国家公務員が、県の測定結果にクレームを付けたのは、事故を小さく見せたい東電の立場を忖度したからではないでしょうか。

国民主権の国の公務員はもっと自分の立場に気概を持ってほしいと思います。そのことは憲法 9 条の問題とも関連します。公務員採用時に、「憲法を順守します」と宣誓した筈ですから、「日米合同委員会」で、米国側から 9 条改正を迫られようと、改正が無理なら解釈改憲で行けといわれようと、「諸国民の公正と信義に信頼して、吾らの安全と生存を保持する」決意を堅持するのが公務員としての矜持ではないでしょうか。（「全国首長九条の会」第 18 号）

---

（訂正）

「九条の会ニュース」404 号のトップの「六郷九条の会」の宣伝行動の記事中、「毎月 8 日」とあるのは「毎月 9 日」の編集部による誤りです。